

2013年5月

単一特許の創設手続に関するEU司法裁判所大法廷判決

2013年4月16日、EU司法裁判所大法廷は、単一効を有する欧州特許(“European Patent with Unitary Effect”)(以下「単一特許」といいます。)の法的枠組みに関するEU理事会決定に対する取消請求を退け、スペイン・イタリアの請求を棄却しました。

この司法判断で、EU理事会決定の法的有効性が肯定される結果となり、いよいよ、欧州単一特許制度の実現が現実のものとなってきました。

1 はじめに

EUは、EUを一つの領域とし、域内で単一の効力を有する特許権の創設を目指し、2012年12月に、単一特許を創設する法的枠組みに関する規則等を制定しました。

今のところ、参加国は、全27加盟国のうち、スペイン・イタリアを除く25か国です。人口は現在約4億人で、米国の総人口約3億人をはるかにしのぎます。EU単一特許が実現・成功すれば、世界的にも重要な特許となるでしょう。

2 沿革

欧州に一つの特許を、という構想は古くからありましたが、言語や文化が多様な欧州でこれを実現することは容易ではありませんでした。

1975年にはCommunity Patent Convention(いわゆるルクセンブルグ条約)が署名されましたが、批准国不足で、未発効に終わります。その後何度かEC/EUレベルで、特許の創設への挑戦が続きますが、後述の翻訳問題などに起因して、ことごとく失敗します。

2009年、翻訳問題については別異に取り扱うこと、手続は「強化された協力」(“enhanced cooperation”)手続によることが提案されます。

「強化された協力」手続とは、アムステルダム条約で導入され、ニース条約とリスボン条約で改正されたEUの法的

枠組みです。「強化された協力」手続を利用すると、加盟国の増加に拘わらず、9か国以上の賛成があれば手続を開始できます。非参加国には拒否権はありませんが、いつでも追加的に参加できます。そのため、ひとまず参加したい国だけで手続を開始でき、全加盟国の賛同を得にくいプロジェクトに適しています。

EU理事会は、2011年3月10日、EU累計25か国(スペイン・イタリアを除く全EU加盟国)の要望を受け、単一特許創設の法的枠組みを「強化された協力」手続によることを正式に決定しました。

冒頭の大法廷判決は、この決定を不服とするスペインとイタリアのEU司法裁判所に対する取消請求に対する初の司法判断であり、EU司法裁判所は、決定の有効性を認め、両国の請求を棄却しました。

「強化された協力」手続によって単一特許の創設への協力が進められた結果、単一特許創設に関係する以下の3つの法的枠組み(「特許パッケージ」などと呼ばれています)が揃いました。即ち、①2012年12月17日付単一特許創設分野における強化された協力手続実施規則¹(1257/2012)、②同日付翻訳に関する規則²(1260/2012)、及び③2013年2月19日付調印の統一特許裁判所に関する政府間合意³です。

別異に取り扱うこととされた翻訳問題には、公式言語問題と、翻訳コスト問題があります。特許パッケージは、公式言語については英独仏語としました。これにスペイン・イタリアが反発したわけですが、後者については、将来的に高品質のスーパー自動翻訳機を導入して問題を解消することが予定されています。

3 EU単一特許第一号はいつごろ?

単一特許制度の実動は、上記①～③の特許パッケージがすべて発効し、適用開始することが前提となっています。

特許パッケージ規則①②は、2013年1月20日に発効しましたが、その適用開始時は③の発効時とされています。③の発効は、2014年1月1日又は英独仏を含む13か国の批准から4か月経過時のいずれか遅い時点とされ

【監修者】パートナー 弁護士 飯島 歩
http://www.kitahama.or.jp/japanese/lawyer/j_iiijima.html

【執筆者】弁護士 生田 美弥子
http://www.kitahama.or.jp/japanese/lawyer/j_ikuta.html

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130-9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

ていますので、単一特許の登録第一号は、早くとも 2014 年春先になるでしょう。

4 単一特許の出願手続とは？(欧州特許EPとの対比)

単一特許が創設される前から、欧州には欧州特許条約(EPC)に基づく欧州特許(EP)があります。EPCはEUの条約ではなく、加盟国は現在トルコ等を含む 38 か国です。

EPと今回創設された単一特許は無関係ではなく、単一特許は既存のEPの制度を利用した特許といえます。出願手続も、大半EPと同様で、出願人が、英仏独語のいずれかでEPOに出願すると、EPOが査定を行います。

通常のEPは、出願の窓口が一化されているに過ぎず、中身は各国の特許権の束ですので、各国の特許法の保護を受けるには、特許査定後、国ごとに有効化(validate)する必要があります。特許料も各国に支払います。英仏独語を公用語としないEPC加盟国への出願の場合には、その国の公用語への翻訳も必要です。

単一特許の場合には有効化は不要です。具体的には、出願人は、EPOから特許査定を受けたら、EPOに対し、単一効力を申請します。この申請により、単一効力が特許査定時に遡って生じ、これがEU(現在のところはそのうち 25 か国)全体で一つの効力(Unitary Effect)を有する特許として登録されます。

出願人が指定する国にEU加盟国(ただし現在のところ 25 か国のみ)が含まれていれば、当然に単一特許の一部となりますが、それ以外の国については、引き続き通常のEPとして各国で有効化等の手続を経る必要があります。

このように、単一特許導入によってEU各国の特許がなくなるわけではなく、各国の特許を選択することも可能です。

5 単一特許のメリット・デメリット

単一特許は一個の特許ですから、特許料も一本化されますし、有効化の必要もありません。弁理士等専門家にかかる報酬の節約も期待できます。

しかし、一個の特許なので、無効となれば 25 か国分全部無効になってしまいます。そのため、特許を生命線とするような業界には普及しないのでは、とも懸念されています。

6 統一特許裁判所(Unified Patent Court)とは？

統一特許裁判所は、2012 年 2 月 19 日に署名された特許裁判所条約(③)によって創設されることになりました。これはEU規則でなく、政府間条約の形をとっています。

統一特許裁判所は、EPと単一特許を管轄する裁判所で、将来は、原則としてEPと単一特許の訴訟の専属裁判所となります。もっとも、特許パッケージ③の発効後 7 年間は、EPIについては、移行期間が設けられ、関係各国その他管轄裁判所への提訴も可能です。

第一審裁判所として、中央部(Central Division)と、Regional Division、Local Division ができる予定です。中央部の本庁(seat)はパリに、支部(sections)がロンドンとミュンヘンに置かれます。

中央部の裁判所は、異なる国籍の 2 名の法律職裁判官と、1 名の技術職裁判官の計 3 名で構成されます。

裁判管轄は、大まかにいうと、侵害訴訟の場合には、侵害地や被告所在地の Local/Regional Division 又は中央部の裁判所が、無効訴訟の場合は、原則として中央部の裁判所(反訴の場合を除く)が有します。

控訴裁判所は、EU司法裁判所のあるルクセンブルグに設立予定で、異なる国籍の法律職裁判官 3 名と、技術職裁判官 2 名の計 5 名で構成されます。

7 スペイン・イタリア・ポーランドはどうなる？

特許パッケージ規則①②には、EU加盟国のうち、スペイン・イタリアを除く 25 か国が参加していますが、③には①②に加盟した 25 か国のうち、ポーランドを除く 24 か国に加えて、イタリアが署名しており、複雑な関係が生じています。

スペインは、従前から単一特許の公式言語について十分な議論がされていないとの不満を持っており、同調するイタリアとともに、2011 年 3 月 10 日付EU理事会決定に対し取消請求を提起しましたが、冒頭記載の通り、EU司法裁判所はこれを棄却しました。

さらに、スペインは、特許パッケージ①②に対しても、訴えを提起しており、法廷闘争は終了していません。

他方、イタリアは、①②には不参加の状態ながら、その効力を争うスペインの訴えには参加せず、③については調印済みです。

ポーランドについては、特許パッケージ①②には参加し、③には未加盟というイレギュラーな状況ですが、①②に参加しているので、単一特許創設手続の進捗には影響はないでしょう。

8 おわりに

まだ創設の枠組みが整ったばかりの欧州単一特許ですが、肯定的な司法判断が出たことで、その実現はより確実なものとなってきました。

今後も、スペインとの法廷闘争の行方や、イレギュラーな状況にあるイタリア、ポーランドの動向に注視しつつ、その進展をウオッチしていきましょう。

以上

¹ Regulation No 1257/2012 of 17 December 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection

² Council Regulation No 1260/2012 of 17 December 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection with regard to the applicable translation agreements

³ Agreement on a Unified Patent Court